



第6章 プランの推進

第6章 プランの推進

6-1 プランの推進体制

本プランを推進していくために、区民・事業者・区がお互いの役割を理解し、それぞれができること、すべきことを行い、三者の協働を基礎としてプランの推進を図っていきます。

1. 墨田区環境基本条例推進本部

本プランに掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、区全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「墨田区環境基本条例推進本部」による審議を行い、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

2. 墨田区環境審議会

本プランを推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者・事業者・区民等を構成員として、墨田区環境基本条例に基づき設置される「墨田区環境審議会」に、本プランの専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

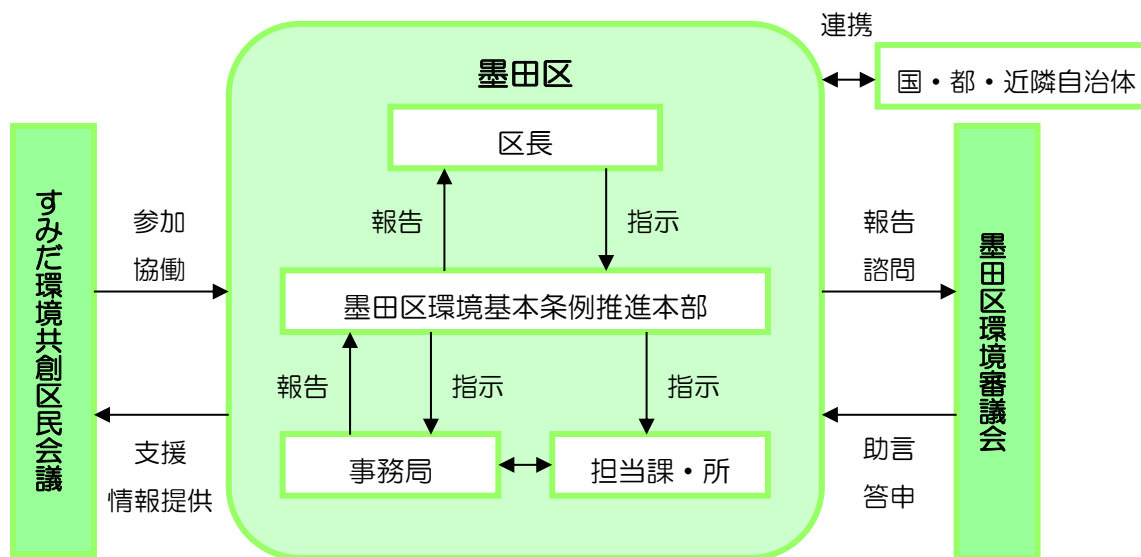
3. すみだ環境共創区民会議

本プランの実効性をより高めるためには、区民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、区民・事業者により構成された、すみだ環境共創区民会議と意見交換を行う場を設け、協働により事業を推進していきます。

4. 広域的な連携

国、東京都及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

図6-1 プランの推進体制



6-2 プランの進行管理

PDCA サイクルにより、環境施策の実施状況の把握、評価及び次年度の取組への反映を行います。

なお、進行管理については、以下に示す手順に基づいて実行します。

図6-2 PDCA サイクルによるプランの進行管理

